福井県立大学大学院履修規程

平成１９年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第６１号

（趣旨）
第１条　この規程は、福井県立大学学則（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第５９号。以下「学則」という。）第５６条の規定に基づき、大学院における授業科目（以下「授業科目」という。）およびその履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。
（授業科目等）
第２条　授業科目の種類、配当年次、単位数等は、別表第１のとおりとする。
２　学則第５７条において準用する第２７条の別に定める時間は、次のとおりとする。
（１）講義　１５時間
（２）演習、実験または実習　１５時間から４５時間までの範囲の時間
（教職課程）
第３条　教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の大学が独自に設定する科目に該当する授業科目は、別表第２のとおりとする。
（履修の届出）
第４条　学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期授業始めの日から２週間以内に、研究科長に届け出なければならない。
２　届出後の授業科目は、変更し、または取り消すことはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、毎学期授業始めの日から３週間以内に限りこれを変更し、または取り消すことができる。
（履修の禁止）
第５条　次に掲げる授業科目は、履修することができない。
（１）届出をしていない授業科目
（２）授業時間が重複する授業科目
（３）既に単位を修得した授業科目
（他研究科および学部の授業科目）
第６条　他研究科の授業科目の履修を特に希望する者は、研究科長の承認を得て、第４条第１項の規定による届出をすることができる。この場合、あらかじめ当該他研究科の研究科長の承認を得なければならない。
２　教授会の意見を聴いて研究科長が研究指導上特に必要と認めた場合に限り、学部の専門教育科目を履修させることができる。
３　前項の場合において、修得した単位数は修了の要件となる単位に算入しない。
（授業科目修了の認定）
第７条　授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という。）により行う。
（単位の授与）
第８条　前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の３分の２に満たない学生には、原則として、単位を与えない。
２　福井県立大学学生生活規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第７２号）第１３条第３項の規定により公欠とされた場合の授業時間は、前項ただし書の出席時間数とみなす。
３　第１項の規定にかかわらず、授業料を完納していない学生には、単位を与えない。
（入学前の既修得単位の認定等）
第９条　学則第５９条の規定により本学に入学する前に科目等履修生として修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに科目等履修生修得単位認定願（様式第１号）を研究科長に提出しなければならない。
２　学則第６０条の規定により本学に入学する前に修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに既修得単位認定願（様式第２号）を研究科長に提出しなければならない。
３　前２項の場合における単位の認定は、教授会の意見を聴いて、研究科長が行う。
４　前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える
（試験に関する不正行為）
第１０条　試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および教授会の意見を聴いて研究科長が定める授業科目についてその年度の単位を与えない。
（再履修）
第１１条　単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修すること

ができる。
（追試験）
第１２条　病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、研究科長の承認を得て、追試験を受けることができる。
２　前項の追試験は、追試験願（様式第３号）に、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付して、当該試験終了後１週間以内に研究科長に提出しなければならない。
（成績の判定基準）
第１３条　優、良、可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

判定	達成度	評点
優	科目の到達目標に十分達している	８０点以上
良	科目の到達目標に達している	７０点以上８０点未満
可	科目の到達目標に最低限度達している	６０点以上７０点未満
不可	科目の到達目標に達していない	６０点未満
	履修辞退	評点なし

（委任）
第１４条　この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、各研究科長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　別表第１および別表第２の規定は、平成１９年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成１８年度以前に入学した者に係る授業科目等については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成１８年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、平成２０年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成１９年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成１９年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２１年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２０年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２０年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２３年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２２年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２２年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則
（施行期日）

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２４年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２３年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２３年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２６年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２５年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２５年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２７年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２６年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２６年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２８年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２７年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２７年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成２９年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２８年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２８年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１の規定は、平成３０年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成２９年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成２９年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の第３条および別表第２の規定は、平成３１年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成３０年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成３０年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行の日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和２年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和３年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和２年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和２年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和４年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和３年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和３年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和５年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和４年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和４年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１３条の規定は、令和６年度前期の成績の判定から適用する。

３　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和６年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和５年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

４　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和５年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１および別表第２の規定は、令和７年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和６年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
３　前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和６年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。